

国民健康保険 からの お知らせ



国民健康保険は、勤務先の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険制度です。加入または脱退するためには、市の窓口で手続きが必要です。
国民健康保険の加入・脱退手続きと、保険料の特別徴収(対象は年金を受給している被保険者)の概要などについてお知らせします。

加入・脱退の手続き

〔問合せ先〕国民健康保険グループ
(0798・351・3117)

市外へ転出したときや勤務先の健康保険に加入したときは、必ず新しく加入した健康保険の被保険者証で受診してください。
西宮市国民健康保険(以下「国保」という)の被保険者証で受診すると、後で保険給付を受けた金額を西宮市に返還し、改めて新しく加入した健康保険に請求するなどの面倒な手続きが必要になります。

勤務先を退職したときは?

勤務先の健康保険の任意継続制度を利用するか国保への加入が必要で、任意継続する場合は、退職前に勤務先の健康保険担当者にご相談ください。

また、本市に転入したときや勤務先の健康保険を脱退したときは、2週間以内に国保への加入手続きをしてください(事前の申し込みは受付できません)。

加入手続きが遅れてしまうと、以前の健康保険の資格がなくなったりまたは以前の健康保険の資格がなくなると2年以上になる場合は手続きの日から2年前

保険料の特別徴収

〔問合せ先〕国保収納グループ
(0798・351・3091)

保険料の特別徴収(年金からの天引き)

平成21年10月から、年金を受給している被保険者を対象に、国民健康保険料の「特別徴収(年金からの天引き)」を開始しています。

原則、次の①から④までのすべての要件に該当する世帯の世帯主が対象になります。①世帯主が国民健康保険の加入者であること、②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること、③世帯主の

年金受給額が年額18万円以上であること、④国民健康保険料と介護保険料の合計額が世帯主の年金受給額の2分の1を超えないこと。

特別徴収の対象になる年金

老齢・退職年金、障害年金および遺族年金のいずれかが対象になります。

納付方法の切替え時期など

すでに特別徴収している人、4・6月から新たに特別徴収開始の人は、4・6・8月は前年度の保険料を基に仮徴収します(ただし、8月分については変更になる場合あり)。その後確定した保険料から仮徴収額を引いた残額を、10・12・2月の特別徴収で本徴収します。確定した保険料よりも仮徴収額が多かった場合は過納額を還付します。

口座振替の選択

国民健康保険料の特別徴収の対象になる人が口座振替を希望する場合は、別途手続きが必要になります(現在、保険料を口座振替で納めている人も手続きが必要です)。10月から特別徴収の対象になると思われる人には、4月中旬に手続きについての案内を送付しています。

また、今後特別徴収の対象になる人にも順次案内を送付していきます。口座振替を希望する場合は、案内に従って早急に手続きしてください。なお、口座振替を選択した場合でも納付状況などにより、特別徴収に切り替わる場合や口座振替が認められない場合があります。

《平成22年度の保険料の特別徴収》

対象	納付時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
すでに特別徴収している人、4・6月から特別徴収になる人		△		△		△		○		○		○
10月から特別徴収になる人				□	□	□	□	○		○		○

△：仮徴収 ○：本徴収 □：普通徴収
※特別徴収の対象にならない人はすべて普通徴収になります

事業主の皆さんへ

就学のため他市町村へ転出するときは?

大学などへの進学で他市町村へ転出するときは、申請が必要で、手続きには、①国保の被保険者証②認め印③合格通知書または在学証明書(③は写し可)が必要で、

また、従業員が退職するとき、健康保険の任意継続制度についても案内してください。

従業員やその扶養家族が健康保険を脱退して国保に加入するときは、事業主の皆さんは「健康保険資格喪失証明書」を発行し、従業員の方々に2週間以内に国保への加入手続きを行うように案内してください。

また、従業員が退職するとき、健康保険の任意継続制度についても案内してください。

平成22年度から 非自発的失業者の保険料軽減

平成22年度から、「非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減」の制度が創設されました。対象は企業の倒産・解雇等で失業し、雇用保険の「特定受給資格者」か「特定理由離職者」とされた65歳未満の人です。本人からの申請に基づき、雇用保険受給資格者証(ハローワークで交付)を提出した上で対象となるかを判断します。対象となったときは、前年給与所得(給与所得に限る。事業所得等は対象外)を100分の30に減額して保険料を算定します。また、高額療養費の所得区分についても給与所得を100分の30として判定を行います。詳しくはお問い合わせください。

生活習慣病を予防

特定健康診査など 無料で実施



西宮市国民健康保険では、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、「特定健康診査」と「特定保健指導」を無料で実施しています。

問合せは国民健康保険グループ(0798・351・3117)へ。

◆特定健康診査◆

平成22年度の「特定健康診査」の対象者は、4月下旬に受診券を送付します。受診方法・場所は、受診券に同封している案内文をご覧ください。なお、受診の際は受診券、西宮市国民健康保険被保険者証を必ず持参してください。

◆特定保健指導◆

特定健康診査の結果に基づき必要の人に、「特定保健指導」を実施します。特定保健指導では、医師、保健師、管理栄養士、看護師がアドバイスします。6カ月間で減らす腹囲や体重の目標等の計画を立て、内臓脂肪を減少させるために食生活など生活習慣の改善を目指します。

①特定健康診査

- 問診
- 身体計測
- 身体診察
- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査 など



結果に基づき...

②特定保健指導

医師、保健師、管理栄養士等によるアドバイス

